

栃木県会計年度任用職員（こども相談員）募集要項

栃木県県南児童相談所では、次のとおり会計年度任用職員（こども相談員）の募集を行います。

1 採用予定人員、勤務場所及び仕事の内容

採用予定人員	勤務場所	仕事の内容
1名	栃木県県南児童相談所 栃木市沼和田町17-22	・児童虐待に関する調査及び訪問等の初期対応 ・関係機関との連絡調整、記録作成及び整理 ・その他児童虐待に関する業務

2 勤務条件

- (1) 任期 令和8（2026）年5月18日から令和9（2027）年3月31日まで（予定）
なお、採用後、1ヵ月間は、条件付採用期間（試用期間）となります。
1ヵ月間の勤務日数が15日間に満たない場合は、15日間に達するまで延長します。
また、勤務成績が良好で一定の条件を満たした場合、任期満了後に再度採用されることがあります（最初の採用から最長で5年間）。
- (2) 勤務時間 月曜日から金曜日まで（週30時間）
原則、午前9時から午後4時まで
なお、午後0時から午後1時までは休憩時間です。
原則、時間外勤務はありません。
- (3) 休日 日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年1月3日までの日
- (4) 給与
①月額 174,658円
②地域手当 6,986円 当方の規程により毎月支給
③通勤手当 当方の規程により、通勤手当を支給
④期末・勤勉手当 当方の規程により、一定条件を満たした場合、期末・勤勉手当を支給（年2回：6月及び12月）
なお、常勤職員の給与改定に準じて、給与改定があり得ます。
- (5) 有給休暇 年次有給休暇（任用期間が6ヵ月間以上の者）ほか
- (6) 社会保険 雇用保険、共済組合（短期給付）及び厚生年金保険に加入します。
なお、災害補償については、「労働者災害補償保険法」又は「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」によります。
- (7) 職務 地方公務員法が適用となり、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等が課されることとなります。

3 募集対象

次の（１）から（４）の全てを満たす人

（１）次のいずれかに該当する人

- ア 児童福祉司任用資格を有する人
- イ 社会福祉士の資格を有する人
- ウ 社会福祉主事として児童福祉事業に従事した経験を有する人
- エ 保健師として母子保健事業に従事した経験を有する人
- オ 保育士として児童及び保護者の支援に従事した経験を有する人
- カ 家庭相談員として従事した経験を有する人
- キ 児童委員又は主任児童委員としての活動経験を有する人
- ク 前各号に準ずる人であって、こども相談員として必要な学識経験を有する人

（２）地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人（次のいずれにも該当しない人）

- ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- イ 栃木県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年間を経過しない人
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

（３）パソコン（ワード、エクセル、メールソフトなど）の操作が可能な人

（４）積極的に業務に取り組む意欲がある人

4 受付期間

令和8（2026）年4月30日（金）まで

※ 応募者を確保できた場合は、受付期間前に募集を締め切る場合があります。

5 選考方法

書類審査のほか、就労への意欲や適性などについて、次の期日に個別に面接を行います。

- （１）日 時 応募者と相談した上で決定
- （２）場 所 栃木県県南児童相談所

6 申込方法

次の書類を下記の送付先まで郵送するか持参してください。【令和8（2026）年4月30日（金）必着】

履歴書（写真付）

※ 履歴書は市販のもので結構です。

自筆で必要事項を記入してください。

持参の場合には、平日の8時30分から17時15分までの間にお越しください。

郵送の場合には、表に「会計年度任用職員（こども相談員）選考申込」と記載してください。

提出された書類は返却しません。当方で破棄しますのでご了承ください。

○ 応募書類の送付・提出先 〒328-0042 栃木市沼和田町17-22
栃木県県南児童相談所 担当：管理課 坂入

7 結果の発表

選考結果は、面接実施後1週間以内に電話（連絡先は面接時に確認します。）で連絡します。

○所在地 栃木県南児童相談所

